

契約方法の見直しによる現行との変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

① シルバー人材センターに対するマッチングや調整等の業務委託

シルバー人材センター利用契約

② 依頼する仕事

会員業務委託契約

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆様は、これまでどおり安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

◆ 発注依頼から業務終了までの主な流れ

事項	変更後
1 発注の準備	現行と変更ありません。 まずは、センターにご連絡ください。センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
【新】 2 センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
【新】 3 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 4 業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 5 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係るインボイス(適格請求書)は発行します。 会員分の業務委託料に係るインボイス(適格請求書)は原則発行できません。 ※右頁参照